

委託業務特記仕様書

(委託業務の目的)

第1条 本仕様書は、徳島県県土整備部東部県土整備局吉野川庁舎が管理する一般国道・主要地方道・一般県道において、路面損傷の著しい箇所について修繕し、事故等を未然に防ぐことを目的として実施するものである。

(土木工事共通仕様書)

第2条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。

(業務実施時期等)

第3条 本業務の実施時期は監督員と協議して定めるものとする。

(現場責任者届)

第4条 受注者は、「現場責任者届」を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し確認を受けなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

(業務内容)

第5条 緊急舗装修繕業務は、主な業務内容をつぎのとおり実施するものである。

- (1) 舗装打換・切削オーバーレイ
- (2) 本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督員と協議して定めるものとする。

(出来高の算出)

第6条 緊急舗装修繕業務における数量は、予定数量であるため、実施時においては、実績を適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。

(資材価格高騰に対する特例措置)

第7条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(事故報告)

第8条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

(受注者の責任)

第9条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(使用機械)

第10条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

(履行する際の注意事項)

第11条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。